

第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

千代田区（千代田区長及びその他の執行機関をいう。以下「区」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区民等の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1節 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

（1） 区の責務

区は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2） 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

（3） 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

第2節 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第3節 計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、千代田区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、千代田区議会（以下「区議会」という。）に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は必要としない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、東京都（以下「都」という。）、近隣区並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援、並びに東京消防庁と協力した消防団の充実・活性化に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

第1編 総論
第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

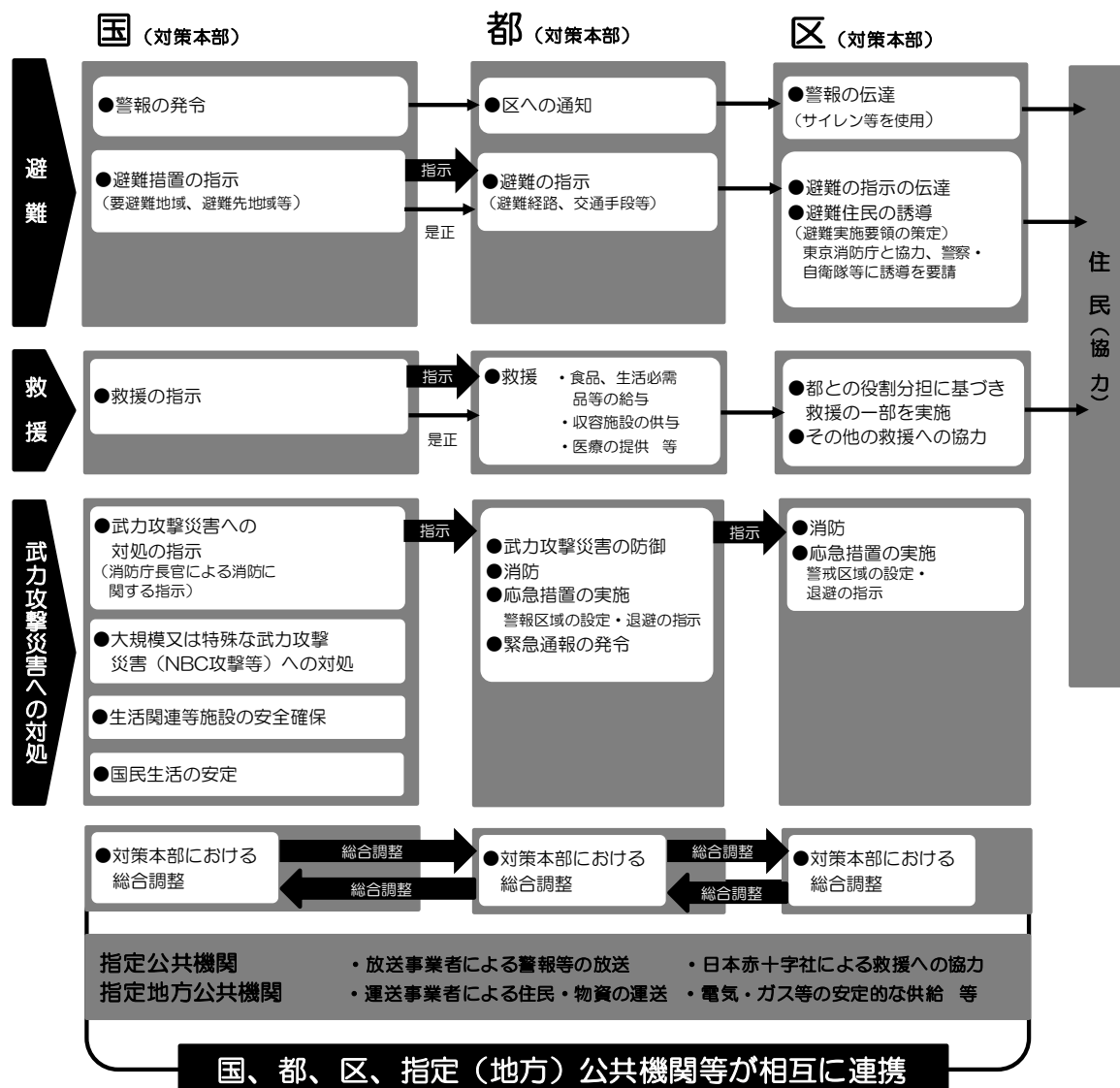
(9) 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

<<国民保護措置の全体の仕組み>>



○区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
千代田区	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○指定地方行政機関（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

○自衛隊（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

○指定公共機関・指定地方公共機関（都国民計保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 地形

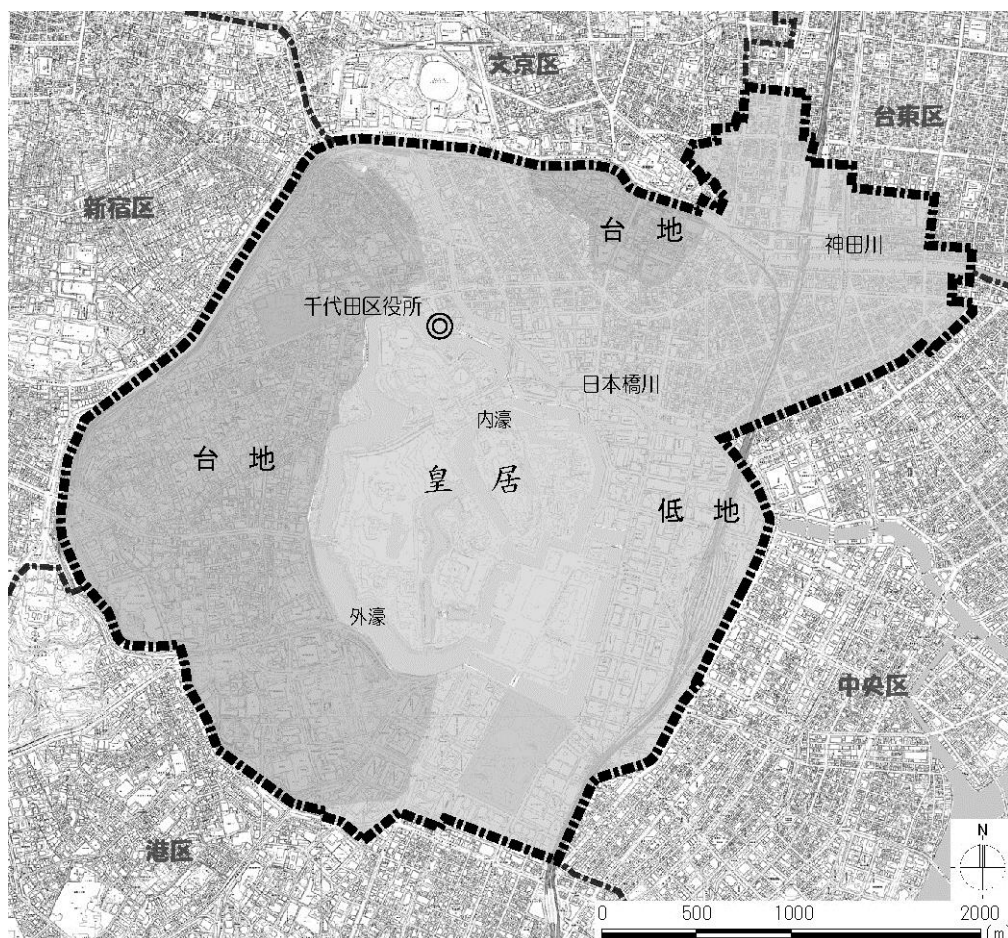
区は、都の東部に位置し、面積は11.66km²（東西約5.0km、南北約3.6km）と23区で5番目に小さな区で、東は中央区、台東区、西は新宿区、南は港区、北は文京区に接している。

区の中央に位置する皇居を中心に西側は山の手台地、東側は低地となっており、山の手台地の地質は、表面は関東ローム層でおおわれ、低地は沖積層によって成り立っている。

区内の水系としては、内濠、外濠の濠と神田川と日本橋川がある。

神田川は、井の頭池を水源として、杉並、中野、新宿、文京各区を経て飯田橋から御茶ノ水、秋葉原を経て隅田川に注いでおり、日本橋川は、小石川橋の下流で神田川から分派し、一ツ橋、大手町を経て隅田川に注いでいる。

<<地形図>>

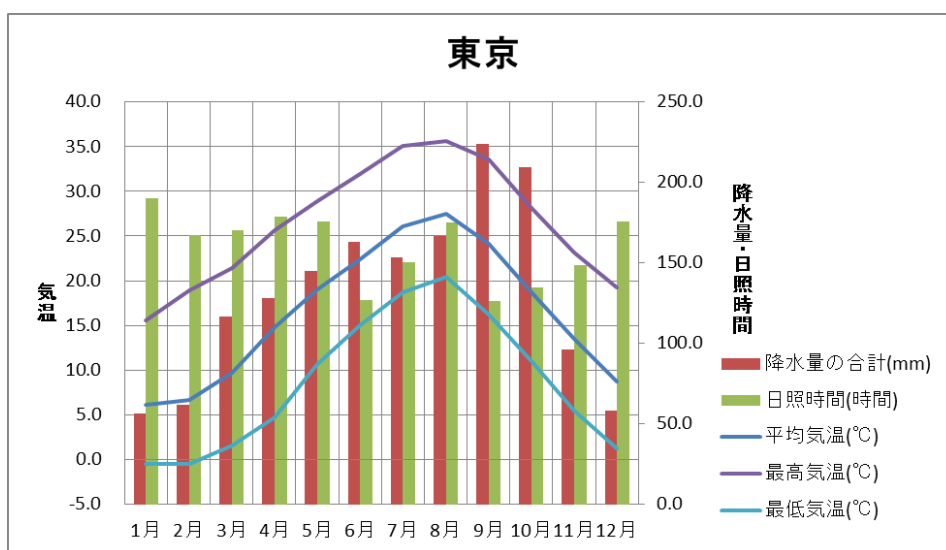


(2) 気候

区においては、8月上旬頃の気温が最も高く、夏期の平均気温が30℃を超える日が多くあり、35℃以上の日もある。1月下旬頃が最も低く、夏期と冬期で約20℃の温度差がある。

日照時間は、年間を通して多く、梅雨時期と秋雨・台風の時期には少なくなり、降水量は、秋雨・台風の時期を中心に多くなっており、冬期は年間で最も少ない時期となる。

<<千代田区の気温・降水量・日照時間>>



※資料：千代田区大手町気象庁観測資料（1986年～2015年の30年間での平年値）

(3) 人口分布

人口は、平成28年1月1日現在、58,576人(外国人含む)、人口密度5,023.67人/k㎡となっており、人口及び人口密度とも、23区中最も低い数値となっている。

町丁目別に見ると115の町丁目中、8の町丁目で人口が0となっており、人口密度が1,000人/k㎡以下の町丁目がある。一方、人口密度が10,000人/k㎡を超える町丁目がある34町丁目あり、地域による人口分布は差がある。

また、区内在留外国人数は、2,554人となっている。

<<町丁目別世帯数、人口、面積、人口密度>>

	地域 (町丁目別)	世帯数 (日本人+外国人の合計)	人口 (日本人+外国人の合計)			面積 (㎡)	人口密度 (人/k㎡)		地域 (町丁目別)	世帯数 (日本人+外国人の合計)	人口 (日本人+外国人の合計)			面積 (㎡)	人口密度 (人/k㎡)
			総数	男	女						総数	男	女		
	総計	32,871	58,576	29,255	29,321	11,660,000	5,023.67	58	西神田二丁目	399	741	355	386	47,600	15,567.23
1	丸の内一丁目	1	1	1	0	370,200	2.70	59	西神田三丁目	228	385	195	190	37,100	10,377.36
2	丸の内二丁目	1	1	1	0	152,300	6.57	60	猿楽町一丁目	110	247	119	128	42,900	5,757.58
3	丸の内三丁目	1	1	1	0	133,500	7.49	61	猿楽町二丁目	327	515	272	243	45,600	11,293.86
4	大手町一丁目	1	2	1	1	287,100	6.97	62	神田駿河台一丁目	49	57	35	22	82,100	694.28
5	大手町二丁目	0	0	0	0	192,200	0.00	63	神田駿河台二丁目	257	316	100	216	139,000	2,273.38
6	内幸町一丁目	2	3	2	1	120,200	24.96	64	神田駿河台三丁目	47	99	45	54	57,800	1,712.80
7	内幸町二丁目	1	1	1	0	48,100	20.79	65	神田駿河台四丁目	39	72	43	29	63,900	1,126.76
8	有楽町一丁目	12	16	8	8	116,800	136.99	66	神田錦町一丁目	238	310	172	138	63,100	4,912.84
9	有楽町二丁目	2	2	2	0	60,700	32.95	67	神田錦町二丁目	116	187	101	86	50,400	3,710.32
10	露が堤一丁目	0	0	0	0	191,200	0.00	68	神田錦町三丁目	238	326	171	155	117,100	2,783.95
11	露が堤二丁目	0	0	0	0	128,500	0.00	69	神田小川町一丁目	148	251	114	137	33,200	7,560.24
12	露が堤三丁目	2	2	1	1	163,400	12.24	70	神田小川町二丁目	138	224	98	126	36,500	6,136.99
13	永田町一丁目	11	12	10	2	344,700	34.81	71	神田小川町三丁目	438	703	377	326	68,100	10,323.05
14	永田町二丁目	330	511	292	219	340,100	1,502.50	72	神田美土代町	33	48	25	23	25,200	1,904.76
15	俣町	354	478	381	97	117,700	4,061.17	73	神田一丁目	487	806	390	416	96,500	8,352.33
16	平河町一丁目	471	813	386	427	39,500	20,582.28	74	内神田二丁目	213	359	190	169	71,900	4,993.05
17	平河町二丁目	503	907	427	480	118,900	7,628.26	75	内神田三丁目	250	412	210	202	61,000	6,754.10
18	麹町一丁目	376	677	321	356	69,200	9,783.24	76	神田司町二丁目	254	446	230	216	59,100	7,546.53
19	麹町二丁目	322	589	290	299	47,100	12,505.31	77	神田多町二丁目	625	880	479	401	32,400	27,160.49
20	麹町三丁目	188	350	164	186	49,600	7,056.45	78	神田淡路町一丁目	115	178	91	87	22,500	7,911.11
21	麹町四丁目	260	566	261	305	43,900	12,892.94	79	神田淡路町二丁目	506	945	444	501	65,600	14,405.49
22	麹町五丁目	67	120	52	68	49,900	2,404.81	80	神田須田町一丁目	355	567	297	270	102,700	5,520.93
23	麹町六丁目	39	76	45	31	68,500	1,109.49	81	神田須田町二丁目	427	591	356	235	79,800	7,406.02
24	紀尾井町	206	320	215	105	298,400	1,072.39	82	外神田一丁目	140	196	130	66	95,800	2,045.93
25	一善町	1,605	3,387	1,519	1,868	226,000	14,986.73	83	外神田二丁目	605	986	508	478	88,800	11,103.60
26	二善町	773	1,656	796	860	120,900	13,697.27	84	外神田三丁目	400	700	376	324	75,400	9,283.82
27	三善町	1,505	3,209	1,465	1,744	206,900	15,509.91	85	外神田四丁目	499	884	479	405	63,800	13,855.80
28	四善町	1,192	2,684	1,243	1,441	96,900	27,698.66	86	外神田五丁目	182	341	166	175	30,200	11,291.39
29	五善町	388	849	386	463	86,500	9,815.03	87	外神田六丁目	472	770	420	350	55,100	13,974.59
30	六善町	661	1,548	690	858	119,000	13,008.40	88	麩治町一丁目	60	108	58	50	43,300	2,494.23
31	皇居外苑	0	0	0	0	465,800	0.00	89	麩治町二丁目	98	166	81	85	86,100	1,927.99
32	日比谷公園	0	0	0	0	204,200	0.00	90	神田麩治町三丁目	67	115	51	64	22,100	5,203.62
33	千代田	74	74	61	13	1,425,500	51.91	91	神田紺屋町	100	150	75	75	20,400	7,352.94
34	北の丸公園	368	712	423	289	419,700	1,696.45	92	神田北薬物町	31	58	27	31	7,800	7,435.90
35	九段南一丁目	101	118	97	21	72,300	1,632.09	93	神田富士町	73	113	58	55	15,300	7,385.62
36	九段南二丁目	421	782	352	430	76,600	10,208.88	94	神田美倉町	46	50	32	18	7,800	6,410.26
37	九段南三丁目	449	736	352	384	35,000	21,028.57	95	岩本町一丁目	564	960	500	460	48,700	19,712.53
38	九段南四丁目	556	1,294	624	670	57,900	22,348.88	96	岩本町二丁目	1,056	1,534	839	695	89,600	17,120.54
39	九段北一丁目	573	955	494	461	84,600	11,288.42	97	岩本町三丁目	465	584	388	196	71,700	8,145.05
40	九段北二丁目	143	263	101	162	75,300	3,492.70	98	神田西福田町	8	11	3	8	5,400	2,037.04
41	九段北三丁目	37	61	32	29	102,400	595.70	99	神田東松下町	151	257	136	121	36,600	7,021.86
42	九段北四丁目	280	532	263	269	95,200	5,588.24	100	神田東紺屋町	49	62	45	17	7,200	8,611.11
43	富士見一丁目	490	1,042	524	518	127,400	8,178.96	101	神田岩本町	39	60	32	28	16,800	3,571.43
44	富士見二丁目	1,645	3,190	1,409	1,781	227,200	14,040.49	102	東神田一丁目	926	1,459	751	708	69,700	20,932.57
45	飯田橋一丁目	160	305	137	168	43,400	7,027.65	103	東神田二丁目	397	535	315	220	58,800	9,098.64
46	飯田橋二丁目	820	1,466	671	795	52,600	27,870.72	104	東神田三丁目	483	849	479	370	33,800	25,118.34
47	飯田橋三丁目	192	406	197	209	130,900	3,101.60	105	神田和泉町	438	789	421	368	84,600	9,326.24
48	飯田橋四丁目	311	525	253	272	45,900	11,437.91	106	神田佐久間町一丁目	18	27	13	14	26,800	1,007.46
49	一ツ橋一丁目	0	0	0	0	49,500	0.00	107	神田佐久間町二丁目	55	103	42	61	17,100	6,023.39
50	一ツ橋二丁目	40	54	33	21	93,300	578.78	108	神田佐久間町三丁目	440	709	398	311	37,800	18,756.61
51	神田神保町一丁目	844	1,462	740	722	136,400	10,718.48	109	神田佐久間町四丁目	240	381	169	212	11,900	32,016.81
52	神田神保町二丁目	700	1,066	571	495	101,500	10,502.46	110	神田平河町	5	12	6	6	3,300	3,636.36
53	神田神保町三丁目	358	594	293	301	90,100	6,592.67	111	神田松永町	34	74	33	41	21,100	3,507.11
54	三崎町一丁目	14	28	14	14	28,100	996.44	112	神田花輪町	0	0	0	0	21,000	0.00
55	三崎町二丁目	272	537	252	285	99,100	5,418.77	113	神田佐久間河岸	92	113	68	45	10,200	11,078.43
56	三崎町三丁目	257	396	190	206	62,000	6,387.10	114	神田練馬町	172	286	158	128	34,600	8,265.90
57	西神田一丁目	50	90	45	45	24,600	3,658.54	115	神田相生町	0	0	0	0	5,900	0.00

資料：住民基本台帳 平成28年1月1日

(4) 昼間人口と定住人口

国勢調査（平成22年）による本区の昼間人口は819,247人で、夜間人口は47,115人の約17倍と非常に大きな差を示しており、大きな特徴となっている。

また、国際的シティホテルや劇場等大規模集客施設が多数立地し、13時台の区内滞在者数は、873,000人^(*)にのぼるとも予測されている。

<<町丁目別定住人口、昼間人口>>

Xは秘匿数字（各年10月1日現在）					
地 域	夜間人口 (H22)	昼間人口 ※ (H22)	地 域	夜間人口 (H22)	昼間人口 ※ (H22)
総 数	47,115	819,247	西 神 田 一 丁 目	66	2,534
			西 神 田 二 丁 目	749	1,864
			西 神 田 三 丁 目	326	5,081
丸 の 内 一 丁 目	X	45,610	猿 楽 町 一 丁 目	243	1,354
丸 の 内 二 丁 目	-	41,864	猿 楽 町 二 丁 目	472	3,608
丸 の 内 三 丁 目	-	16,399	神 田 駿 河 台 一 丁 目	64	20,604
大 手 町 一 丁 目	-	57,712	神 田 駿 河 台 二 丁 目	288	14,227
大 手 町 二 丁 目	-	19,207	神 田 駿 河 台 三 丁 目	101	3,679
内 幸 町 一 丁 目	X	19,141	神 田 駿 河 台 四 丁 目	32	3,436
内 幸 町 二 丁 目	-	8,644	神 田 錦 町 一 丁 目	306	5,580
有 楽 町 一 丁 目	33	22,105	神 田 錦 町 二 丁 目	134	4,550
有 楽 町 二 丁 目	X	7,231	神 田 錦 町 三 丁 目	301	10,170
霞 が 関 一 丁 目	-	21,619	神 田 小 川 町 一 丁 目	141	3,256
霞 が 関 二 丁 目	X	17,014	神 田 小 川 町 二 丁 目	170	3,266
霞 が 関 三 丁 目	X	19,673	神 田 小 川 町 三 丁 目	596	6,152
永 田 町 一 丁 目	X	5,069	神 田 美 土 代 町	34	3,831
永 田 町 二 丁 目	431	14,364	内 神 田 一 丁 目	427	10,744
永 集 町	468	1,661	内 神 田 二 丁 目	285	7,898
平 河 町 一 丁 目	691	2,266	内 神 田 三 丁 目	303	3,942
平 河 町 二 丁 目	509	5,336	神 田 司 町 二 丁 目	420	3,965
麴 町 一 丁 目	535	6,119	神 田 多 町 二 丁 目	761	2,030
麴 町 二 丁 目	476	3,452	神 田 淡 路 町 一 丁 目	133	1,380
麴 町 三 丁 目	325	4,329	神 田 淡 路 町 二 丁 目	286	3,293
麴 町 四 丁 目	387	3,863	神 田 須 田 町 一 丁 目	456	7,045
麴 町 五 丁 目	72	3,832	神 田 須 田 町 二 丁 目	511	5,720
麴 町 六 丁 目	103	1,505	外 神 田 一 丁 目	234	7,803
麴 町 尾 井 町	316	18,623	外 神 田 二 丁 目	766	5,797
一 番 町	2,996	7,708	外 神 田 三 丁 目	540	5,611
二 番 町	1,412	11,695	外 神 田 四 丁 目	817	7,703
三 番 町	2,756	16,332	外 神 田 五 丁 目	300	2,326
四 番 町	2,200	4,618	外 神 田 六 丁 目	564	3,714
五 番 町	829	5,040	鍛 冶 町 一 丁 目	103	4,927
六 番 町	1,356	5,812	鍛 冶 町 二 丁 目	127	5,014
皇 居 外 苑	-	68	神 田 鍛 冶 町 三 丁 目	65	2,497
日 比 谷 公 園	13	687	神 田 紺 屋 町	116	2,148
千 代 田	107	1,165	神 田 北 乗 物 町	58	778
北 丸 公 園	746	795	神 田 富 山 町	64	3,600
九 段 南 一 丁 目	227	5,634	神 田 美 倉 町	86	1,107
九 段 南 二 丁 目	692	5,042	岩 本 町 一 丁 目	519	3,258
九 段 南 三 丁 目	623	2,989	岩 本 町 二 丁 目	1,139	7,161
九 段 南 四 丁 目	1,035	4,537	岩 本 町 三 丁 目	424	8,729
九 段 北 一 丁 目	768	10,015	神 田 西 福 田 町	13	604
九 段 北 二 丁 目	276	2,408	神 田 東 松 下 町	189	2,297
九 段 北 三 丁 目	57	1,623	神 田 東 紺 屋 町	51	201
九 段 北 四 丁 目	411	8,776	神 田 岩 本 町	67	1,432
富 士 見 一 丁 目	770	5,526	東 神 田 一 丁 目	925	3,457
富 士 見 二 丁 目	1,988	16,082	東 神 田 二 丁 目	413	4,177
飯 田 橋 一 丁 目	252	3,296	東 神 田 三 丁 目	558	1,272
飯 田 橋 二 丁 目	1,250	4,862	神 田 和 泉 町	594	7,831
飯 田 橋 三 丁 目	416	10,474	神 田 佐 久 間 町 一 丁 目	31	2,921
飯 田 橋 四 丁 目	443	3,900	神 田 佐 久 間 町 二 丁 目	93	1,628
一 ツ 橋 一 丁 目	-	4,303	神 田 佐 久 間 町 三 丁 目	520	3,618
一 ツ 橋 二 丁 目	45	9,031	神 田 佐 久 間 町 四 丁 目	302	572
神 田 神 保 町 一 丁 目	1,286	9,069	神 田 平 河 町	13	437
神 田 神 保 町 二 丁 目	939	7,231	神 田 松 永 町	70	1,716
神 田 神 保 町 三 丁 目	425	7,847	神 田 花 岡 町	-	1,202
三 崎 町 一 丁 目	27	2,939	神 田 佐 久 間 河 岸	60	951
三 崎 町 二 丁 目	483	18,498	神 田 練 塀 町	256	4,526
三 崎 町 三 丁 目	259	4,016	神 田 相 生 町	-	366

資料：国勢調査、平成22年国勢調査による東京都の昼間人口

(注) ※印の項目は推計値である

(注) 集計値は按分による小数点以下四捨五入のため総数と内訳の計は一致していない

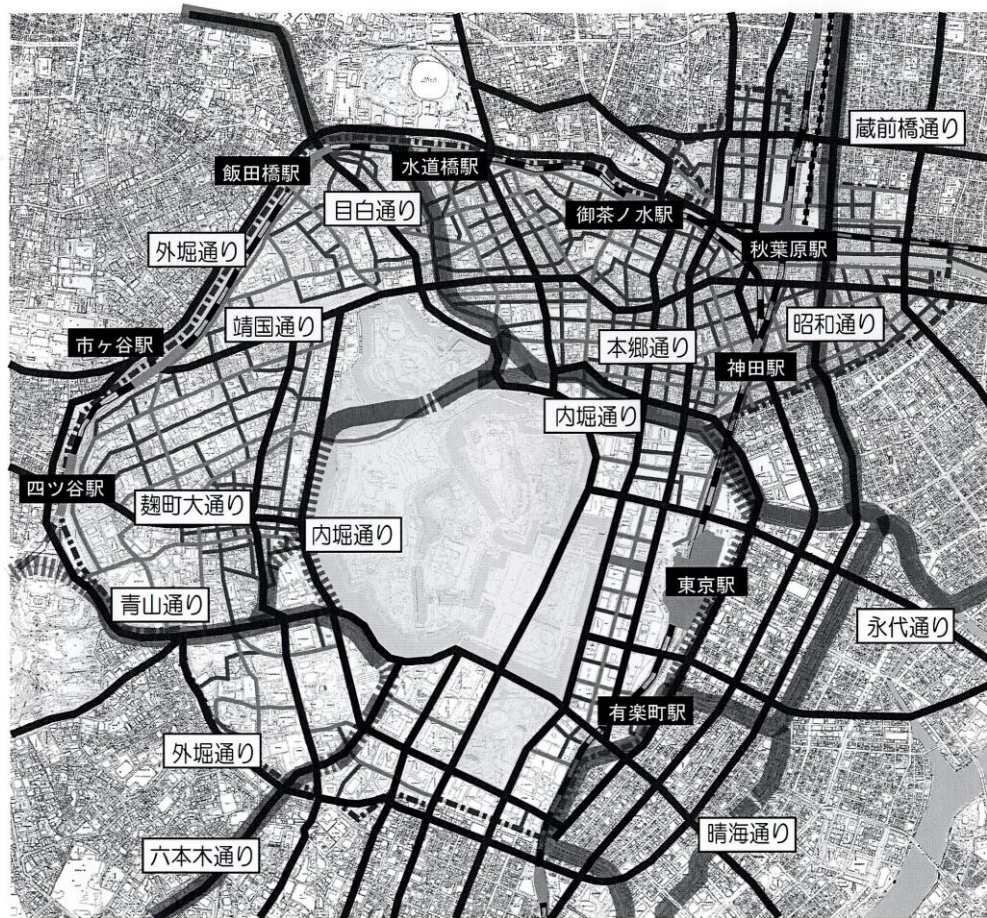
(*) 資料：首都直下地震対策専門調査会報告 直接的被害想定結果について（参考資料編）平成17年7月内閣府

(5) 道路の位置

区内には、靖国通り、内堀通り、外堀通り、目白通り、白山通り、本郷通り、昭和通り、麴町大通り、中央通り、日比谷通り、晴海通りなどの交通量の多い幹線道路が通っている。

さらに、日本橋川の上部を首都高速道路都心環状線が通り、1号上野線、4号新宿線、5号池袋線の計4路線の首都高速道路と東京高速道路が通っている。

<<道路図>>



凡 例	
	主要幹線道路
	幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	高速道路 (破線部分は地下区間)

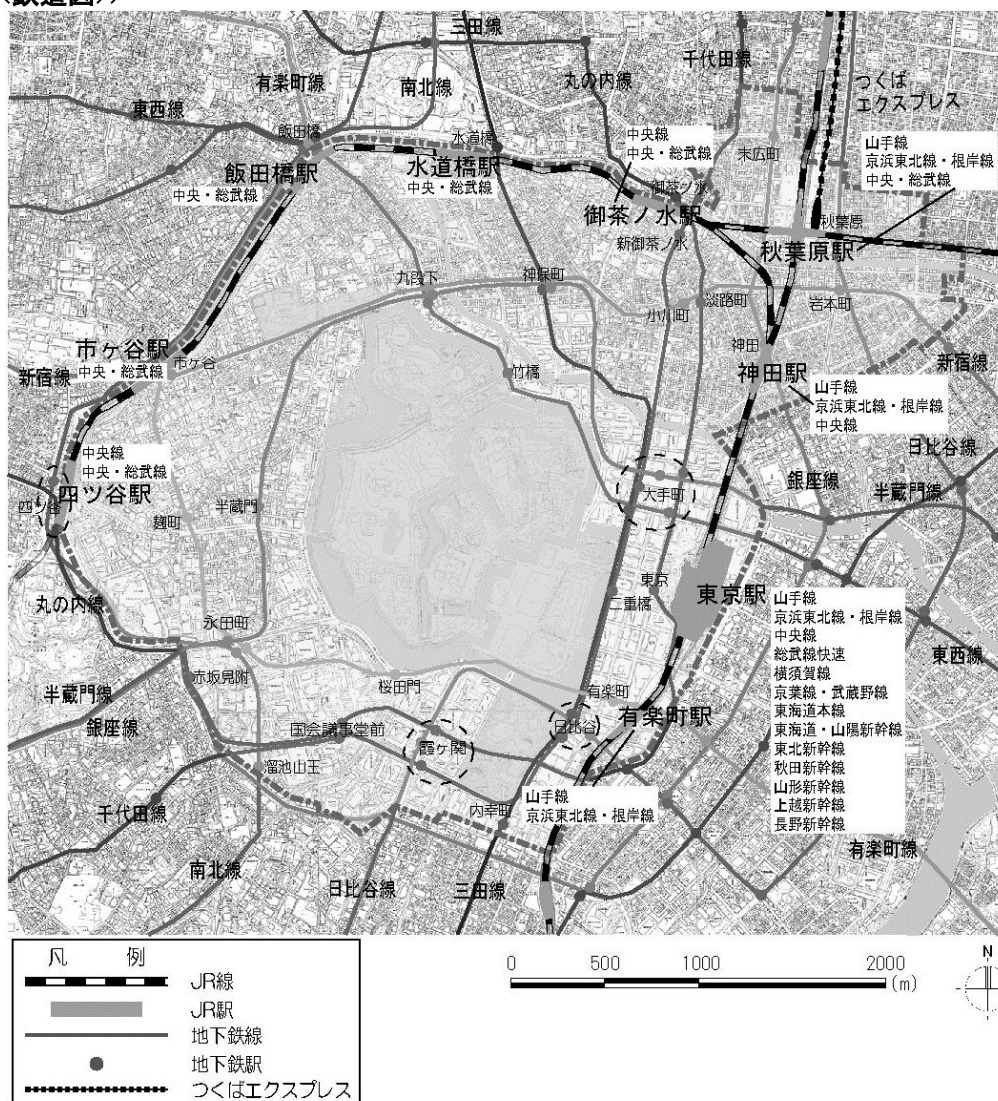


(6) 鉄道駅

区内には、東京の玄関ともいえる東京駅があり、JR線は、上野東京ライン、山手線、京浜東北線、中央本線、総武本線、横須賀線、京葉線、東海道本線、東海道・山陽・東北・山形・秋田・北海道・上越・北陸（長野経由）新幹線が通っており、また、地下鉄（都営地下鉄・東京メトロ）は、都営三田線、都営新宿線、銀座線、丸ノ内線、日比谷線、東西線、千代田線、有楽町線、半蔵門線、南北線が通っている。さらに、首都圏新都市鉄道の運営する、つくばエクスプレスが通っている。

区内JR駅は、東京駅をはじめ、有楽町、神田、秋葉原、御茶ノ水、水道橋、飯田橋、市ヶ谷、四ツ谷と9駅、都営地下鉄駅は9駅、東京メトロ駅は24駅あり、非常に利便性が高く、区内JR駅の日乗車員数の合計は約132.2万人、地下鉄駅の日乗車員数の合計は約159万人、つくばエクスプレスの日乗車員数の合計は、約6.2万人となっている。

<<鉄道図>>



(7) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

区内には、丸の内、麹町及び神田の3消防署、3消防団が配置されている。

(8) 中央省庁等と経済・産業機能

区の中央部に皇居を有し、南部の永田町地区に位置する国会議事堂のほか、霞ヶ関地区に外務省、財務省等の中央省庁が集中しており、政治経済機能の中心を占めている。

また、東部の丸の内、大手町地区には、日本の産業を代表する企業本社が集中している。

(9) 大規模集客施設・学校等

区の南部の日比谷地区、西部の紀尾井町地区に国際的なシティホテルが立地し、区内全域に劇場、ホール、映画館等大規模集客施設が点在している。

また、永田町、霞ヶ関、丸の内、大手町地区を除く各地区に幼稚園、小中学校、高等学校、大学、各種専門学校等多くの教育施設が点在している。

(10) その他

区内には、上述したように日本の政治経済の中核機能や、ホテル、劇場など多くの大規模集客施設に加え、東京駅をはじめとする鉄道のターミナル駅等がある。このため、武力攻撃事態等に対して平素からの予防に留意するとともに、大規模テロ等への対応の強化にも重点を置いて計画を作成していく必要がある。

また、昼間人口が非常に多い（約82万人）ことから、武力攻撃事態や大規模テロ等に対する備えに十分な配慮をする必要がある。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質） Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

第1節 武力攻撃事態（*）

<<武力攻撃事態>>

事態類型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	<<攻撃目標となりやすい地域>> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <<想定される主な被害>> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <<被害の範囲・期間>> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <<事態の予測・察知>> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から事前予測が可能である。

（*）武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

<p>2 グリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設の襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>＜＜攻撃目標となりやすい地域＞＞</p> <p>○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>＜＜想定される主な被害＞＞</p> <p>○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は、施設の破壊等が考えられる。</p> <p>＜＜被害の範囲・期間＞＞</p> <p>○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>＜＜事態の予測・察知＞＞</p> <p>○ 警察・自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>＜＜攻撃目標となりやすい地域＞＞</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>＜＜想定される主な被害＞＞</p> <p>○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>＜＜被害の範囲・期間＞＞</p> <p>○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>＜＜事態の予測・察知＞＞</p> <p>○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>4 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>＜＜攻撃目標となりやすい地域＞＞</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>＜＜想定される主な被害＞＞</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>＜＜被害の範囲・期間＞＞</p> <p>○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>＜＜事態の予測・察知＞＞</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

第2節 緊急対処事態(*)

<<緊急対処事態>>

事態類型	特徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(区内には原子力事業所等は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(区内には石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や、列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3節の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

第3節 NBCを使用した攻撃(**)

【NBCを使用した攻撃】

種別	特徴
■ 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。

(*) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(**) 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。)が行われることも考慮する。

<p>■ 生物兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
<p>■ 化学兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第4節 緊急対処事態に関する読替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定